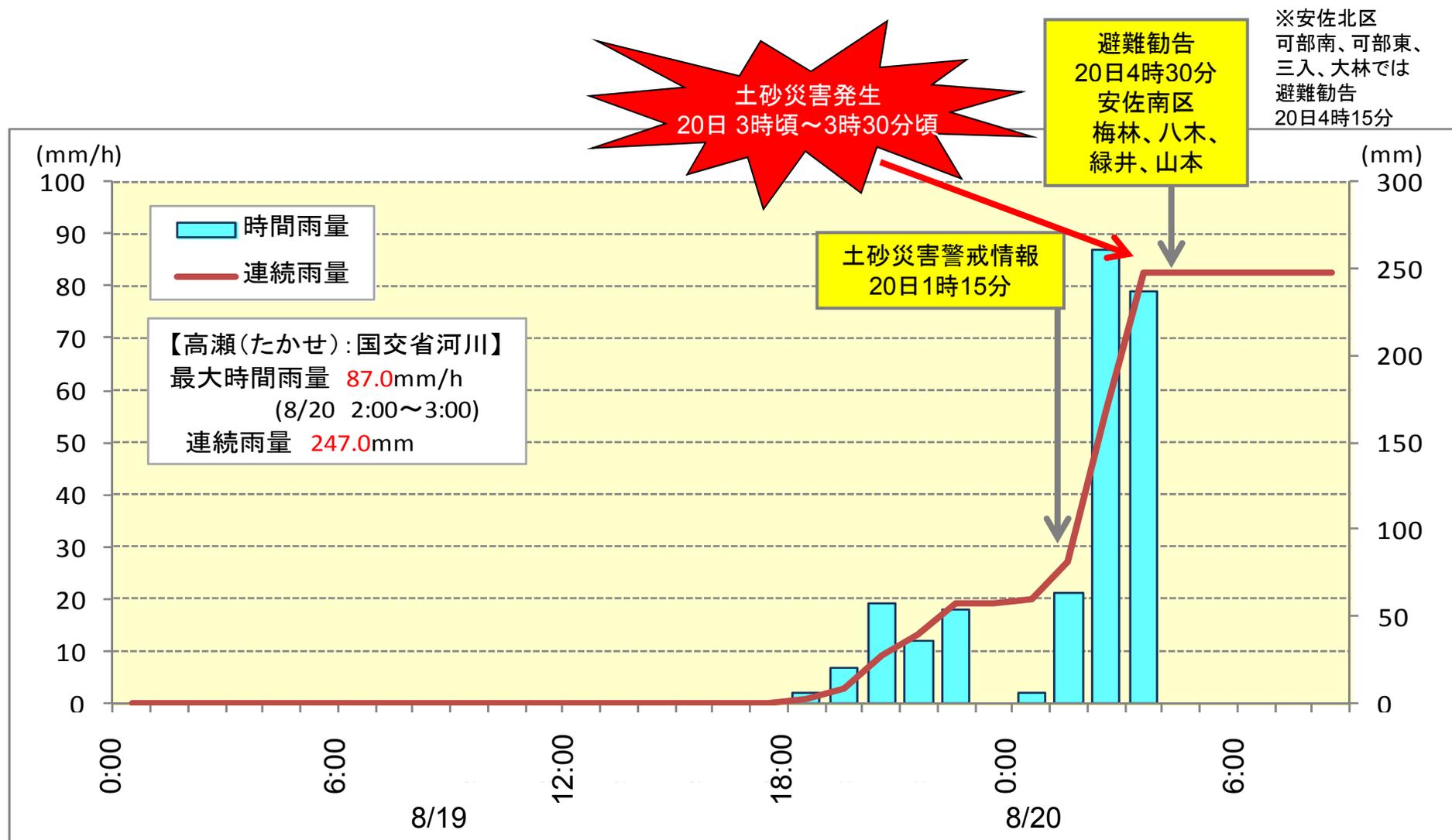


# 土砂災害防止法の一部改正について(報告)

# 1. 平成26年8月豪雨による広島市北部での土砂災害の状況について

## 8月19日から20日の広島市安佐南区の雨量と警報等発表の経過



※8/1～8/18の雨量: 289.0mm

※8/19 11:00～18:00はデータなし

# 広島市北部における土砂災害発生状況

- 広島市で166件の土砂災害が発生。  
(土石流107件、がけ崩れ59件)
- 死者74名、負傷者44名。  
(平成26年9月19日現在 広島県災害対策本部)



## 2. 土砂災害防止法※(改正前)の概要

※ 正式名称は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

### 土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通省】

### 基礎調査の実施【都道府県】

- ・ 地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施
- ・ 基礎調査を基にして、区域指定の案を図示する形でとりまとめ

### 土砂災害警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域を指定

#### ●情報伝達・警戒避難体制の整備【市町村等】

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報収集・伝達等その他警戒避難体制に関する事項について定める。

#### ●ハザードマップの配布【市町村等】

警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、避難地や情報伝達手段等を記載したハザードマップなどの配布等必要な措置を講じる。

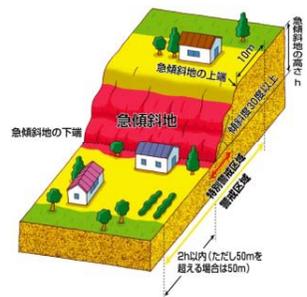
土砂災害ハザードマップの作成・配布（茨城県鉾田市）



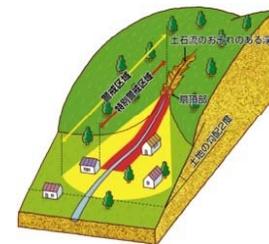
住民の避難訓練状況（沖縄県浦添市）



### 急傾斜地の崩壊



### 土石流



### 地すべり



### 土砂災害特別警戒区域

○土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を指定

#### ●特定開発行為に対する許可制【都道府県】

住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限り許可される。

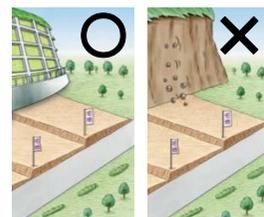
#### ●建築物の構造規制【都道府県または市町村】

居室を有する建築物は、安全性を確保できる構造となっているかどうか、建築確認がされる。

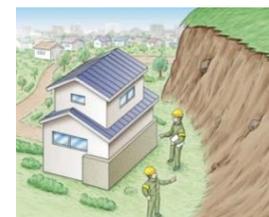
#### ●建築物の移転等の勧告【都道府県】

住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれ大きいと認めるときは、建築物の所有者等に対し、移転等の勧告の制度がある。

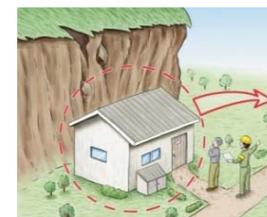
特定開発行為に対する許可制



建築物の構造規制



建築物の移転等の勧告





### 3. 土砂災害防止法の一部を改正する法律の概要

#### 背景

- 基礎調査や警戒区域等の指定が完了していない地域が多く、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わって  
いなかった。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合があった。

#### 方向性

◆土砂災害の危険性のある  
区域を明らかにする。

◆円滑な避難勧告等の発令  
に資する情報を確実に提  
供する。

◆土砂災害に対する安全な  
避難場所の確保等、避難  
体制を充実・強化する。

#### 法律の概要

- 基礎調査結果の公表の義務付け
- 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求  
→住民に土砂災害の危険性を認識していただき、防災意識を高揚  
→基礎調査の実施及び警戒区域等の指定を促進
- 土砂災害警戒情報を法律上に明記
- 都道府県に対し、市町村への通知及び一般への周知を義務付け  
→土砂災害警戒情報に基づく、迅速な避難勧告等の発令
- 市町村地域防災計画において、土砂災害に対する避難場所・避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項等を定める
- 市町村地域防災計画において、社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達等を定める  
→安全な避難場所・避難経路の確保や高齢者、子供にも配慮した避難体制の  
充実・強化
- 国土交通大臣による都道府県、市町村への助言、情報の提供等の援助  
→都道府県が行う警戒区域等の指定、市町村が行う避難体制づくり等を支援

# 広島の土砂災害等を踏まえた課題と対応策①

主な課題	土砂災害防止法改正による対応	法改正以外による対応
<p><b>◆住民の危険性の認識が不十分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎調査の結果が公表されていない</li> <li>●基礎調査が遅れている都道府県がある</li> <li>●警戒区域の指定が遅れている都道府県がある</li> <li>●土砂災害危険箇所（平成14年調査）についても危険性の周知が不十分</li> </ul>	<p><b>◆災害の危険性のある区域の明示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎調査の結果の公表義務付け</li> <li>●区域指定のための基礎調査が遅れている都道府県等への是正要求</li> <li>●警戒区域の指定等に関する国からの助言や情報提供等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不動産購入者等に基礎調査の結果を情報提供することが望ましい旨を宅建業者へ通知</li> <li>○防災・安全交付金による積極的な支援</li> <li>○基礎調査の進捗状況を把握し公表</li> <li>○国が所有する地形データの提供</li> <li>○警戒区域指定状況の把握と公表</li> <li>○先進県の事例の把握と周知</li> <li>○土砂災害危険箇所の緊急周知（9/2）</li> </ul>
<p><b>◆避難勧告等の遅れ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒情報が直接的な避難勧告等の基準となっていない</li> </ul> <p>今回の災害でも土砂災害警戒情報は1時15分に発表されたが、避難勧告等が発令されたのは発災後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害の場合、避難勧告等の解除の判断が難しい</li> </ul>	<p><b>◆避難のための情報の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒情報を法律上に明記</li> <li>●土砂災害警戒情報の市町村への通知、一般への周知を義務付け（都道府県）</li> <li>●市町村による避難勧告等解除の際の国・都道府県からの助言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報の精度向上</li> <li>○地盤の水の含み具合や、きめ細かな雨量情報について時系列の情報提供</li> <li>○警戒避難体制の緊急点検（9/2）</li> </ul>

# 広島の土砂災害等を踏まえた課題と対応策②

## 主な課題

### ◆避難体制が不十分

- 避難場所や避難経路の設定が不適切な場合がある

### ◆危険な場所に住宅が立地

- まちづくりの面でも対策が必要

### ◆砂防施設の整備

- 砂防施設の整備など、地域の安全の確保に向けた対策が必要

## 土砂災害防止法改正による対応

### ◆避難体制の充実・強化

- 市町村地域防災計画への避難場所・避難経路等の明示
- 市町村地域防災計画への社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達等の明示
- ハザードマップへの避難場所・避難経路等の明示

## 法改正以外による対応

- 避難場所や避難経路等の確保
- 土砂災害警戒避難ガイドラインの見直し
- 住民が参画したタイムライン作成や避難訓練の実施等
- 警戒避難体制の緊急点検(9/2)  
【再掲】
- 災害時要援護者施設等の立地状況・ハード対策の実施状況の把握及びそれを踏まえた取組の実施

- 移転勧告等のための考え方のとりまとめ
- がけ地近接等危険住宅移転事業の活用
- 防災集団移転促進事業の活用
- 長期的には立地適正化計画の作成による安全な地域への居住誘導 等

- 命を守る砂防事業の重点実施

土砂災害の危険性を的確に評価し、人命を守る効果の高い箇所において重点的に実施